

公益財団法人茨城県国際交流協会「多文化共生サポーターバンク」運営規約

(趣旨)

第1条 公益財団法人茨城県国際交流協会（以下「協会」という。）は、地域レベルでの草の根交流活動を促進し、多文化共生の地域づくりを推進するため、「多文化共生サポーターバンク」を開設し、その運営について必要な事項を定める。

(活動内容)

第2条 多文化共生サポーターバンク登録者（以下「サポーター」という。）は、登録分野に基づき、県民の様々な形での国際活動に協力する。

(登録分野)

第3条 サポーターへの登録分野は以下のとおりとする。登録分野については、サポーターへの登録を希望する者自らが登録申請し、複数の分野に登録できるものとする。

(1) 語学サポーター

一般的な通訳、翻訳、語学交流に協力する。

(2) 医療通訳サポーター

病院等で、医療関係者とのコミュニケーションを容易にするよう通訳、翻訳に協力する。

(3) 災害時語学サポーター

地震等災害時に、災害対策本部から出される余震情報や避難所等の情報についての通訳、翻訳に協力する。

(4) 外国人のための地域生活アドバイザー

地域に住む外国人の方々に、生活習慣へのアドバイスや役所などの手続き等の日常支援、通訳・翻訳支援、日本語教育支援等を行う。

(5) 各国事情紹介講師

母国の文化や社会、料理や子どもの遊び、民族舞踊や楽器演奏、民族衣装などについて、学校や公民館、民間交流団体等の講座やイベントで紹介する。

(6) ホームステイ・ホストファミリー

外国人の方々のホームステイ体験のためにホストファミリーとして協力する。

(登録資格)

第4条 サポーターへ登録できる者は、以下のとおりとする。

(1) 語学サポーター、医療通訳サポーター、災害時語学サポーター

英語の場合は、TOEIC730点以上、英検準1級以上またはこれに準ずる資格や経験があること。その他の言語の場合は、日本語・外国語ともに活動に支障のない言語能力があること。

(2) 外国人のための地域生活アドバイザー

「外国人のための地域生活アドバイザー育成研修会」に参加し、委嘱状の交付を受けた方。令和3年度多文化理解パートナー育成講座を受講し修了証を受け取った方。

(3) 各国事情紹介講師

県内在住外国人や、海外滞在経験、国際交流協力経験者。日本文化の資格等保持者及び経験者。

(4) ホームステイ・ホストファミリー

原則として単身世帯でない方で、家族の協力・理解が得られること。ただし、16歳未満の者の場合は、保護者の同意が得られること。

(登録方法)

第5条 サポーターへの登録を希望する者は、協会が指定する登録様式にて申請するものとする。

2 協会は、前項の申請について、前条の登録資格を満たすと認めた場合には、サポーターとして登録し申請者へ通知する。

3 協会は、前条により登録された情報について、原則として名前、住所、連絡先等を除き、協会ホームページ等で公開する。

4 協会は、災害時の情報損失を防ぐため、サポーターの了解を得た上で、サポーターの登録情報を、茨城県多文化共生主管課へ提供することができる。

(登録内容の変更)

第6条 サポーターは、登録内容に変更があった場合は、速やかに協会へ連絡するものとする。

(登録期間)

第7条 登録期間は、3年以内とする。

2 協会は、平成30年4月1日から3年ごとに、サポーターの希望により登録を更新する。

(登録の取り消し)

第8条 協会は、サポーターが次のいずれかに該当すると認めた場合、登録を取り消す。

(1) サポーターから登録取り消しの申し出があったとき。

(2) サポーターの住所・電話番号の変更、郵便物の転送期間経過等により、協会との連絡が不可能となったとき。

(3) サポーターとして不適格と認められる事実が発生したとき。

(利用対象者)

第9条 多文化共生サポーターバンクを利用できるものは、以下のとおりとする。

(1) 県・市町村・学校・病院などの公共性のある組織・機関

(2) 民間交流団体

(3) 営利に結びつかない国際活動を行う団体・個人

(4) その他の団体・個人で、利用内容が営利に結びつかないと協会が認めた場合

(5) 「ホームステイ・ホストファミリー」については個人での利用はできないものとする。

(利用方法)

第10条 利用申請者は、協会の指定する様式に必要事項を記載し申請する。

ただし、緊急の場合には、電話等で申請することができるものとする。

- 2 協会は、前項の申請内容を審査の上、適当と認めた場合は、申請内容を満たすサポーターへ連絡し、協力の得られるサポーターを選定し、利用申請者に回答する。
- 3 協会は、第1項の申請が適当でないとして認めた場合、あるいは、協力の得られるサポーターが選定できない場合、速やかに利用申請者に回答する。

(利用上の注意)

第11条 利用者は、利用に際し以下のことに注意するものとする。

- (1) サポーターを登録内容以外の目的には利用しないこと。
- (2) 利用内容や活動の進め方等については、サポーターと直接交渉すること。
- (3) ホームステイ・ホストファミリーを利用する場合、利用者等でホームステイする者の身元保証をすること。
- (4) 利用活動について、協会がその責任を一切負わないこと。

(利用費用)

第12条 利用者は、サポーターと直接話し合い、利用費用を決めることとする。

ただし、サポーターに係る以下の費用については、原則として利用者の負担とする。

- (1) 交通費
- (2) 材料費
- (3) ホームステイする者の実費や国際電話代等個人的経費

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規約は、平成20年10月22日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、協会の設立の登記の日から施行する。

(平成24年4月1日施行)

付 則

この規約は、平成27年4月9日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年10月1日から施行する。